

相談する前には、各問合せ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目	日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
暮らしの なんでも行政相談	8月14日(水)、28日(水) 9:00～正午	市役所2階会議室8	☎総務課 行政係 ☎(27)3303
行政書士相談 (要予約)	8月9日(金)、9月13日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話かホームページから申し込み 定員:5名 ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
年金相談 (要予約)	8月1日(水)、15日(水)、 9月5日(水) 10:00～15:00	福祉センター	☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503
自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
司法書士相談(要予約)	8月22日(水) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
社会福祉協議会	ふれあい 福祉相談	毎週水曜 13:00～16:00	宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	
	法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	
	不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111(内線433)
家庭・子ども	こころの健康相談 (要予約)	8月8日(水) 14:00～16:00	☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 8:30～17:15	☎子育て支援課 こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
	ヤングテレフォン	月曜、水曜 13:00～17:00	☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 ランチ本町(うと地域総合ケアセンター内) ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ランチ西部(介護老人保健施設景雅苑内) ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
就労	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域職業相談室 ☎(26)1003
	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 10:00～17:00	☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金

【重要】 令和5年度物価高騰対応臨時給付金(7万円)または令和5年度均等割のみ課税世帯臨時給付金(10万円)の支給対象世帯は対象外です。※住民税非課税世帯などに2回目の給付金が支給されるものではありません。

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への給付金
※8月以降に通知予定
【支給要件】

令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
【給付額】1世帯当たり10万円

令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金
※8月以降に通知予定
【支給要件】

令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割のみが課税である世帯または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯
【給付額】1世帯当たり10万円

子ども加算臨時給付金
※8月以降順次通知予定
【支給要件】

令和6年6月3日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童がいる世帯
【給付額】児童1人当たり5万円

- 注意: 住民税が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象外です。
- 申請期限: 9月30日(月)※当日消印有効

※各種給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

☎福祉課 臨時給付金担当窓口 ☎(22)1111(内)903・1001

消費者トラブル注意報

SNS上の投資グループ内で勧誘されるFX取引に注意

☎市消費生活センター ☎(23)3251
消費者ホットライン ☎188

事例

LINEで友達申請してきた人から、投資グループに誘われた。そのグループ内で「高倍率の取引ができる海外FXの情報を入手して一緒にもうけよう!」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された個人名義の口座に50万円振り込んだ。FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出たところ、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、毎回異なる個人名義の口座に計700万円を振り込んだ。しかし、約50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと出金できない」と言われた。元金だけでも回収したい。(70歳代)



ひとこと助言

- ★SNS上の投資グループ内で勧誘される詐欺的なFX取引に関する相談が寄せられています。確実にもうかる話はありません。
- ★取引画面上では利益が出ているように見えても、画面自体が架空で、実際に取引されていない場合があります。注意が必要です。
- ★通常のFX取引で個人名義の口座を使って入金させることはありません。振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺の可能性が高いため、絶対に振り込まないでください。
- ★FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を金融庁HPにある「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認しましょう。掲載のない無登録業者との契約は行わないでください。
- ★FX取引はリスクの高い取引です。仕組みがよく分からなければ契約しないでください。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。